

テレワーク普及促進のための方策について
(e - J a p a n 戦略 II に関する意見)

平成15年6月10日
株式会社 A2A 研究所

意見：

「就労・労働」において、テレワーク人口の拡大を数値目標をあげて掲げていることは適当であり、国の政策として是非、実現してほしい。なぜなら、テレワークの普及促進によって、現在、我々が直面している国民的課題をかなり解決できると考えられるからである。

第一は、わが国経済にとって最大の課題である国際競争力の回復である。近年の国際競争力の低下の一因として、ホワイトカラーの生産性が低いことが指摘されている。グローバルな競争環境下においては、他と異なった新たな知的価値を生み出すもののみが生き残る。全員集合型のオフィスで、時間の多寡により就労を管理する形態は、画一的な作業には適当かもしれないが、自律的な思考やユニークなアイデアを育む創造的作業には不適當である。

第二は、少子高齢化への対応である。わが国の合計特殊出生率の低下は、きわめて憂慮すべき状況にある。現在、すでに1.32と極めて低い水準にあるが、1.1位にまで低下しても不思議はないとの見方もある。若者人口の急激な減少は消費の減退と国民活力の低下をもたらす。女性の労働力率と合計特殊出生率には高い相関があることから、女性の労働力化を高めると同時に、子供を安心して産み育てられる社会を早く実現すべきである。現在、企業に働く男子が育児休業をとることは極めてまれで勇気がいることであるが、在宅テレワークの普及によって、夫婦間での育児の分担が当たり前になる環境が整えられる。

このほか、地域活性化、地球温暖化などの環境問題、それに大地震等への災害対策などの面においてもテレワークは優れた効果がある。

勿論、個人の側にもメリットがあるが、仕事と家庭のバランスをとるなかで、子供の教育や地域の問題に目を向けることができ、その結果、国全体が活力をとり戻す効果があることをより重視すべきである。

現在、なんらかの形でテレワークを行なっているのは約6%といわれるが、2010年に、これを20%に増加させるという目標を達成するには容易でないと予想される。実現のための方策として掲げられた項目は妥当であるが、加えて、以下の項目追加を要望する。

1. 廃校や公立学校余裕教室等の利活用による公共テレセンターの設置・整備の促進

テレワークの場所としては自宅が最も多いが、わが国では住環境等の観点から公共テレワークセンターのような共同利用型施設が有効と考えられる。

この施設は、米国テレセンターの経験にもあるように、テレワークセンターの機能とともに、地域住民の職業訓練や生涯教育の機能をあわせもつことが望ましい。その際、最近の携帯型 PC や高速インターネットの普及等を考慮すれば、重装備のハコモノは不要である。地域住民のアクセスを考慮した近隣の遊休施設の活用、特に、全国的に増加している廃校や余裕教室の活用を検討すべきである。

この施策は「知」における「社会人が場所と時間を選ばず、教育を効率的、低廉に受ける環境」の整備にも役立つ。大学等もその役割を担えるが、より全国的に大規模に展開させるためには小中高の公立学校施設の活用を図るべきである。また、「就」における「電子的に求人、求職活動を支援する」場としても活用することができるだろう。大学等の公開授業や職業訓練用の教材を e ラーニングで受講できるようにしたり、ハローワークで提供されているような職業紹介の情報にアクセスできるようにすることが考えられる。

整備や運営にあたっては地方自治体や地域住民のニーズをとりいれ、協同連携して運営するとともに、全国の活用事例やノウハウを共有する仕組みを構築するのが望ましい。このような地域住民の参加を求めることで、学校インターネット化計画で不足している教育補助者の育成や地域のコンテンツの蓄積・利用が促進される効果も期待できるだろう。

過去、自治体等が行なうテレワークセンター施設整備事業に補助金による支援措置を行なっているが、限定的な効果にとどまっている。そこでこれらの経験をも踏まえて、「就」と「知」の機能をあわせもつ施設を全国的に整備する方針を国が示し、自治体等を先導する形で、より大規模な支援を行なうのが望ましい。

2. 企業のテレワーク関連投資に対するテレワーク数に比例した優遇税制の導入

企業でのテレワーク導入には中長期的な投資効果が見込まれるが、導入初期には IT 化などのために一定の投資が必要となる。これらはテレワーカー用のパソコンや回線のほか、企業でのセキュリティ対策、教育研修やヘルプデスクなどである。そこで、国は企業でのテレワーク導入を促進するために、テレワークへの投資に対する税制面の優遇が望まれる。

このようなテレワーク促進税制として、テレワークに効果的な設備に対して、取得後、一定期間、固定資産税を軽減する特例措置が行なわれたことがあったが、その経験を踏まえて、より効果的な優遇税制の導入を検討すべきである。特に、最終的な目標であるテレワーカー数の増加と連動したものとすること、認定に要する事務手続きの簡素化を図ることが望ましい。このような観点から、例えば、テレワーク効果がある企業での IT 化投資に対して、テレワーカー数に比例した一定額の税額控除を認める措置が有効と考えられる。

以上